

お知らせ

労働相談所を開設します

占冠村では、労働者並びに使用者の相談に応じ、合理的な解決を図ることを目的として労働相談所を開設し労働問題に関する相談を専門の相談員がお受けしています。

相談員は中央地区にお住まいの猪股俊幸さんです。相談は無料ですので、お気軽にご相談ください。

労働相談申込先

労働相談員宅

電話 56 2430

お問い合わせ

企画商工課商工観光担当

電話 56 2124

特設人権相談所の開設

近隣とのもめごと、セクハラ、夫婦関係、金銭問題、いじめ・体罰、不登校児問題など、身近なところで起こっている困りごとや心配ごとなどの相談に占冠村人権擁護委員が無料で応じますので、お気軽にお問い合わせください。

なお、秘密は堅く守ります。

日時

6月1日(金) 13時～15時

場所

総合センター2階 相談室

相談担当者

占冠村人権擁護委員

山下由美子さん

鷲尾 心英さん

お問い合わせ

保健福祉課社会福祉担当

電話 56 2122

5月中に自動車税を納めましょう

納期限は5月31日(木)

自動車税は、毎年4月1日現在で自動車をお持ちの方に納めていただく道税です。納期までに必ず納めましょう。

次のコンビニエンスストアでも納税できます。

●サークルK、サンクス、スパイ(道内店舗のみ)、セイコーマート、セブン イレブン ファミリーマート、ローソン

お問い合わせ

上川総合振興局地域政策部

納税課

電話 0166 46 5926

森林の土地を取得したときは届出が必要です

昨年4月の森林法改正により、今年4月から森林の土地の所有者となった方は市町村長への事後届出が義務付けられました。面積に関わらず届

出をしなければなりません。

届出対象者

個人・法人を問わず、売買

や相続等により森林の土地を新たに取得した方

届出期間

土地の所有者となった日から90日以内

お問い合わせ

上川総合振興局産業振興部

林務課造林係

電話 0166 46 5952

「紫外線について」

太陽からの日射は、波長により赤外線、可視光線、紫外線に分けられます。紫外線は、波長によりA・B・Cに分類され、英語でUltra Violet(ウルトラバイオレット)、略して「UV」として色々なところで使用されています。

紫外線は、身体に悪影響を与えるものばかりではありませんが、紫外線を浴びすぎると、急性では日焼けや水ぶくれ、慢性になると皮膚ガンや白内障などの原因になることが近年わかってきました。

これからの季節、レジャーや運動など屋外で過ごす時間が増えてくると思いますが、紫外線対策をしっかりとして楽しんでください。

運転免許更新時講習会

富良野地域人材開発センター
優良講習

5月7日(月) 13時～

5月15日(火) 13時～

6月5日(火) 13時～

6月18日(月) 13時～

一般講習

5月7日(月) 14時～

5月15日(火) 14時～

6月5日(火) 14時～

6月18日(月) 14時～

違反講習

5月25日(金) 13時～

6月11日(月) 13時～

6月25日(月) 13時～

初回講習

5月10日(木) 13時～

住民懇談会のお知らせ

住民懇談会を開きます。

行政の動きのお知らせや、住民の皆さまの声を村政に生かす場として例年行なっています。

日程は次のとおりです。皆さまのご都合に合わせて、会場にお越しください。

お待ちしております。

★5月7日(月)トマムコミュニティセンター

★ 8日(火)占冠地域交流館

★ 10日(木)美園地区集会場

★ 11日(金)双珠別住民センター

★ 14日(月)川添団地集会場

★ 15日(火)コミュニティプラザ

各会場とも18時30分～21時を予定しています。

企画商工課広報担当

電話 56 2124

お知らせ

- 一般に太陽高度が高いほど紫外線は強く、紫外線量は1年の中で6～8月が非常に多い
- 時間別の紫外線量は、10時頃から13時頃までの日中の時間帯が一番多い
- 山など、標高の高い所では地上より紫外線量が強い

お問い合わせ

旭川地方気象台総務課

電話 0166 32 7101

こころの健康相談

富良野保健所では、「心の悩みを持つ方」や「ご家族の方」を対象に精神科医師や保健師による「こころの健康相談」を行っています。

- こんな場合にはぜひ相談を
● 眠れない、イライラする
● 人と会わずに閉じこもっている

- 統合失調症やうつ病などの精神的な病気かどうかを知りたい

- 頭部外傷や脳血管疾患等の後遺症に困っている

- 物忘れがひどくなった
- アルコールに関する問題で困っている 等々

予約制ですので、事前に電話等で相談についての連絡をお願いします。

医師による定例相談日

| 月 | 実施日 |
|-----|--------|
| 3月 | 6日・21日 |
| 2月 | 6日・20日 |
| 1月 | 9日・23日 |
| 12月 | 5日・19日 |
| 11月 | 7日・21日 |
| 10月 | 3日・17日 |
| 9月 | 5日・19日 |
| 8月 | 1日・15日 |
| 7月 | 4日・18日 |
| 6月 | 6日・20日 |
| 5月 | 9日・23日 |

場所

富良野保健所

時間

14時00分～15時00分

*原則第1及び第3水曜日に実施しています。

*嘱託医師の都合により日程が変更になる場合があります。

*保健師による相談は随時行っています。

お問い合わせ
富良野保健所健康推進課

電話 23 3161

「労働相談ホットライン」の受付開始時間変更のご案内

北海道では、平成10年6月から労働問題でお困りの皆さま

まからの相談を、フリーダイヤルでお受けする「労働相談ホットライン」を設置しているところですが、この度、労働相談体制の見直しによる変更に伴いまして、受付開始時間を変更しましたので、お知らせいたします。

受付開始時間

平日(月～金)* 祝日を除く

正午～午後8時

労働相談ホットライン

(フリーダイヤル)

0120 81 6105

お問い合わせ

北海道経済部雇用労政課

電話 011 231 4111

(内線26 469)

「厚志に

感謝いたします。

◆松本都志枝さん、松本恵大郎さん、考史さん(宮下)から、日頃の活動に対し心温まるご寄附をいただきました。

社会福祉法人
占冠村社会福祉協議会



村営住宅入居者募集のご案内

入居資格

次の条件を満たす方が申し込むことができます。

占冠村にお住まいの方、村外から移住される方。
月収が15万8,000円以下の方。
(例えば、給与収入者で扶養家族がある場合、源泉徴収票の給与所得控除後の金額から同居扶養控除等の金額を引き、残りの額を12ヶ月で割った金額が15万8,000円以下の方)

单身の方でも入居できます。
連帯保証人が2名必要です。
入居者と同等または同等以上の収入のある方。

家賃 入居される世帯の収入等に応じて決定されます。

入居可能日 概ね6月1日(金)

入居決定 入居者選考委員会の審査によります。

申込受付場所 産業建設課建築担当
トマム支所

お問い合わせ 産業建設課建築担当
☎ 56 - 2172

募集団地

受付期限 5月15日(火)

| | |
|---------|-----------|
| 中央地区 2戸 | トマム地区 10戸 |
| 第2千歳団地 | トマム団地 |
| 4LDK 1戸 | 3LDK 3戸 |
| 第2中央団地 | 第2トマム団地 |
| 2LDK 1戸 | 3LDK 4戸 |
| 占冠地区 2戸 | 第3トマム団地 |
| 3DK 2戸 | 3LDK 1戸 |
| | みなし特公賃住宅 |
| | 3LDK 2戸 |

皆様の入居を
お待ちしております

みなし特公賃住宅は、村営住宅とは入居資格が異なりますので、詳しくは、産業建設課建築担当へお問い合わせください。